

盛土規制法に関するパブリックコメント(意見募集)
 ～意見概要と県の考え方～
 [意見募集期間: 令和6年10月1日(火)～令和6年10月31日(木)]

《意見提出状況》

意見提出数 7通(うち電子メール2通)

県が指定する規制区域、県が定める許可基準などに関するご意見

	意見項目	意見概要	意見に対する県の考え方
1	規制区域	近年の土砂崩れ関連のニュースを見て、自分の住んでいる地域でも災害が起きるんじゃないかと怖い思いをしています。 調べると奈良県以外では始まっている地域もあるようなので、1日でも早く奈良県でも始めて欲しいです。	ご存じのとおり、他の府県では既に規制が開始している地域もあります。 本県においては、許可基準策定や体制整備など規制開始に向けた準備を進めており、令和7年5月7日から規制を開始する予定です。
2	規制区域	県内全域が規制区域となっているが、該当しない区域はないのか。市街地等今後大規模な造成が想定されない区域では指定する必要はないのでは。	国による全国一律の基準で、市街地等の都市計画区域は宅地造成等工事規制区域とすることとなっています。 市街地等については、規制対象規模の盛土等が崩落して周辺に被害を及ぼさないよう規制を行うものです。
3	許可基準	宅地造成等工事規制区域は、ほとんど奈良盆地になっています。 盛土による災害を規制するために、規制をされたと書いてありますが、奈良盆地のような平野部でも熱海市のような災害が起こる可能性があるということですか？ 平野部では、土石流が発生しないと思うので規制しなくてもよいのではと思います。	山間部の盛土については、勾配のある谷筋から流下する土砂が土石流となって市街地などの平野部に流出し、被害を及ぼすことが考えられます。 一方、平野部の盛土については、崖崩れによる土砂が周辺に被害を及ぼさないよう規制を行うものです。
4	許可基準	降雨強度が大きくなっているが、平地部も中山間地域と同じ基準とする必要はないと考える。	降雨強度は流域毎に設定しています。 近年の降雨状況や他法令基準を踏まえて見直しており、平野部と中山間地域を同一の基準で取り扱うものではありません。

国の制度・規定などに関するご意見

	意見項目	意見概要	意見に対する県の考え方
1	規制対象	自身が所有している山で、山を削って高さ2m以上の擁壁を設置しようとする場合であっても、手続きが必要なのではないでしょうか？周囲に人家が無い場合、影響は無いと思います。	盛土規制法は、盛土だけでなく切土についても規制の対象となっていますので、ご意見をいただいた擁壁の設置は許可が必要です。 周辺の人家のほか周辺の道路についても被害を及ぼさないよう規制を行うものです。
2	規制対象	少しの間堆積するだけなら安全だと思いますので、土石の堆積は規制する必要はないと思います。	盛土規制法は、期間に関わらず土石の一時堆積についても規制の対象となっています。 短期間であっても、土石が崩壊した場合に周辺に被害を及ぼさないよう規制を行うものです。
3	規制対象 他	自宅で、畑をしています。畑に土を盛っていますが、それも許可が必要ですか？ 奈良県と奈良市では基準は違うのでしょうか？ 奈良市在住ですが、どこに問い合わせればよいですか？	田畑の営農行為に該当するものであれば許可の対象外と判断出来る場合があります。判断については、お住まいの農業委員会等に問い合わせください。 また、奈良市の基準については、奈良市開発指導課へお問い合わせください。

意見募集結果公表期間 : 令和6年12月12日(木)～令和7年1月14日(火)

(問い合わせ先)

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局 建築安全課 監察・盛土対応係
 TEL: 0742-27-7546